

# 光市記者発表資料

平成27年4月27日

## 件名

光市自主防災組織支援補助制度の制定について

## 内容

光市では、地域における防災の要となる自主防災組織の活動支援を目的に「光市自主防災組織支援補助制度」を制定しましたのでお知らせします。

- 1 申請できる団体の条件 単位自治会又は複数の単位自治会で結成し、市に設立届を提出した自主防災組織
- 2 補助金の種類 設立支援、参加促進支援、防災資機材支援、防災啓発用品支援  
非常食備蓄啓発支援、炊き出し訓練支援、防災活動支援  
○防災訓練、防災研修会や防災マップ作成等の防災活動を費用面で補助する制度です。  
※詳しい内容は別紙を参照してください。
- 3 今年度申請受付期間 平成28年2月29日(月)まで
- 4 平成27年度予算額 2,000,000円
- 5 その他 申請書類は防災危機管理課にて配布しています。  
必ず事業の実施前に申請が必要です。  
書類の提出は、持参のみ受け付けます(FAX、郵送等不可)。  
本制度は今年度から3年間の実施を予定しています。

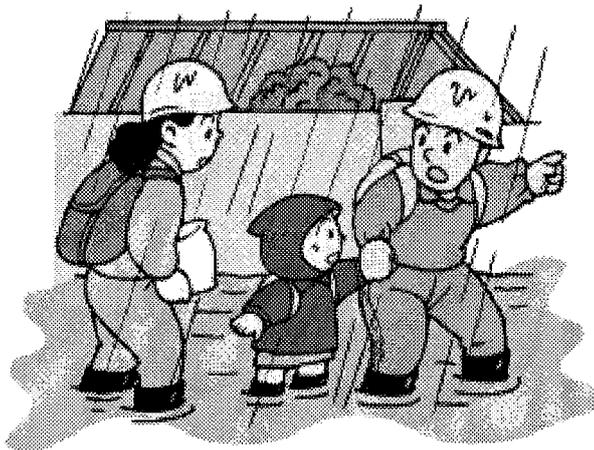
## 問合せ

担当課 ..... 光市役所総務部防災危機管理課

担当者 ..... 松村 保志、松永 宇史 ..... 電 話 ..... 72-1400(内線244)

平成27年度

# 光市自主防災組織支援補助制度のご案内



## 地域の防災力向上を目指して！

市では、平成24年度から26年度にかけて、地域における防災の要となる自主防災組織の設立支援と育成強化を目的に、「光市自主防災組織育成補助制度」を実施しました。その結果、皆様のご理解とご協力により、平成27年3月末時点で104の自主防災組織が市内で設立されています。

今年度からは、自主防災組織の活動支援を目的に新たに補助制度を開始しました。

自分の身は自分で守る『自助』、地域のことは互いに助け合って守る『共助』、市や消防などによる『公助』、この3つが重なりあってはじめて防災の力が発揮されます。

この制度を活用して、いざというときに備え、地域の防災力を高めましょう！

## ●次のような活動が補助の対象となります。

- ・防災活動を実施したい。  
【防災活動の例：避難訓練、防災研修会、防災マップ作成、リーフレット作成等】
- ・防災活動に合わせて、炊き出し訓練を実施したい。
- ・防災活動に合わせて、自助や共助に役立つものを参加者に配布して、防災意識を向上させたい。
- ・共助に役立つ資機材を自主防災組織に備えたい。
- ・平成27年度4月1日以降、新規に自主防災組織を設立した。

【申請先・問合せ先】

### 光市総務部防災危機管理課

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号(市役所3階)

TEL 0833(72)1400

## 1 申込受付期間

平成27年度の申請受付期間は、平成28年2月29日(月)までとなります。

※新規設立支援を除き、必ず事業開始前(実施日の1か月～2週間前を目安)に申請してください。  
事業実施後の申請はできません。

詳しい補助制度の内容については次頁をご覧ください。

## 2 補助金を申請できる団体の条件

単位自治会または複数の単位自治会で結成し、市に設立届を提出している自主防災組織。

## 3 補助金の種類

下記(1)～(7)を合計し、年間100,000円が限度となります。

### (1) 設立支援事業 (設立に伴う補助)

対象団体	次の全ての条件を満たす団体 ・平成27年度以降に新規設立した団体 ・市に設立届及び規約等を提出した団体 ・災害時に避難誘導や救助等の共助を行う団体
内容等	新規設立に伴う経費 ※設立年度1回限り
補助額	一律 10,000円

### (2) 参加促進支援事業 (事前打合せ会議、事前街歩き、訓練や研修時の飲料水購入補助)

対象団体	申請年度に防災活動(防災訓練、啓発活動や研修会等)を行う団体
内容等	防災活動、または防災活動を行うにあたり実施する事前会議、街歩き等を行う際の飲料水の購入に要する経費 【例】缶のお茶、ペットボトルの水(※ジュースやコーヒー等は認められません。)
補助額	実際の購入に要した費用
年間上限	150円×参加予定人数、又は20,000円のいずれか低い額

### (3) 防災資機材支援事業

対象団体	申請年度に防災・救助活動等を行うために必要な資機材購入を行う団体
内容等	防災・救助活動等の共助を行うために必要な資機材の購入に要する経費 【例】ヘルメット、トランシーバー、救急セット、消火器、消火バケツ、ハンドマイク、簡易トイレ、アルファ米、保存水、カセットコンロ、ラジオ 等
補助額	実際の購入に要した費用
年間上限	20,000円
注意点	・同一年度において、下記「(4) 防災啓発用品支援」との併用はできません。 ・中古品は対象となりません。

### (4) 防災啓発用品支援事業 (防災グッズの購入補助)

対象団体	申請年度に防災活動を行う団体
内容等	防災活動を行う際に参加者に配布する自助・共助をはじめとする防災の啓発につながるグッズの購入に要する経費 【例】笛、LEDライト、非常用アルミ保温シート、携帯トイレ 等
補助額	実際の購入に要した費用
年間上限	200円×参加予定人数、又は20,000円のいずれか低い額
注意点	・同一年度において、上記「(3) 防災資機材支援」との併用はできません。 ・訓練や講習会毎に1回を限度とします。

### (5) 非常食備蓄啓発支援事業 (レトルト食品やアルファ米の試食補助)

対象団体	申請年度に防災活動を行う団体
内容等	防災活動の実施時に、非常食の備蓄啓発として試食するレトルト食品、アルファ米及び試食に必要な容器類の購入に要する経費 【例】レトルトカレー、レトルトご飯、アルファ米、保存水
補助額	実際の購入に要した費用
年間上限	200円×参加予定人数、又は20,000円のいずれか低い額
注意点	・右記「(6) 炊き出し訓練」との併用はできません。 ・訓練や講習会毎に1回を限度とします。

### 3 補助金の種類(つづき)

#### (6)炊き出し訓練支援事業（炊き出し訓練の材料補助）

対象団体	申請年度に防災活動を行う団体
内容等	防災活動の実施時に合わせて行う炊き出し訓練に必要な食材や容器類の購入に要する経費
補助額	実際の活動に要した費用
年間上限	300円×参加予定人数、又は30,000円のいずれか低い額
注意点	・左記「(5)非常食備蓄啓発支援」との併用はできません。

#### (7)防災活動支援事業（防災訓練・講習会を行う費用の補助）

対象団体	申請年度に防災活動を行う団体
内容等	防災活動を行うために、直接要する費用のうち上記(5)及び(6)を除いた費用（ただし、2以上の自治会、または連合自治会単位の自主防災組織では、上記(5)又は(6)の経費を含めることができます） 【例】講師謝礼、防災マップ作成時の地図や筆記用具、防災啓発のためのパンフレット作成費用、炊き出し訓練の燃料代等
補助額	実際の活動に要した費用
年間上限	20,000円+200円×世帯数 ※400世帯を超える場合は400世帯とします。
注意点	専門の知識や技能等を有している場合を除き、地区内住民への講師謝礼は認められません。

#### 自主防災組織の活動と補助金活用の例

訓練打合せ会議  
お茶配布【参加促進支援】

避難訓練  
水配布【参加促進支援】  
携帯トイレ配布【防災啓発用品支援】  
炊き出し訓練【炊き出し訓練支援】

訓練前の街歩き  
水配布【参加促進支援】

自主防災組織設立  
【設立支援】

防災マップ作成  
お茶配布【参加促進支援】  
地図、マジック、シール購入費用【防災活動支援】  
アルファ米試食【非常食備蓄啓発支援】

拡声器、救急薬品セット購入  
【防災資機材支援】

防災に関する研修会  
お茶配布【参加促進支援】  
講師謝礼、資料作成【防災活動支援】

※ 併用できない支援がありますのでご注意ください。

※ 必ず事前に申請手続きを行ってください。

### 4 申請手続き

#### (1) 交付申請

「補助金交付申請書」に、以下の書類を添付し提出（持参のみ、郵送等不可）してください。

- ア 設立支援事業  
設立届、規約及び役員名簿・組織体制図等の写し
- イ 設立支援事業以外  
活動計画書（活動内容のわかる資料）
- ウ 防災資機材支援事業、防災啓発用品支援事業  
購入しようとする資機材等の見積書又は性能、種類、単価等がわかる資料

## 4 申請手続き（つづき）

### （2）交付決定

提出された申請書が適正である場合、「補助金交付決定通知書」を送付します。

### （3）事業内容の変更

補助金に係る事業の内容を変更、又は事業を中止する場合は、「変更承認申請書」を提出してください。但し、以下の場合は、提出不要です。

ア 補助金申請額を減額する場合

イ 参加促進支援、非常食備蓄啓発支援、炊き出し訓練支援及び防災活動支援事業において、申請した内容を変更する場合で、かつ補助金申請額の増額が20%以内の場合

ウ 防災資機材支援及び防災啓発用品支援事業において、申請した資機材若しくは防災啓発用品の価格若しくは数量の変更をし、又は申請した資機材等の使用の目的を補完するために資機材を追加する場合で、補助金申請額の増額が20%以内の場合

### （4）事業の開始及び完了

補助金の交付決定日以降に開始してください。また、平成28年3月21日までに完了してください。

### （5）実績報告（設立支援事業を除く）

すべての事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は平成28年3月31日のいずれか早い日までに、「実績報告書」に以下の書類を添付し提出してください。（持参のみ、郵送等不可。）

<添付書類>

- ① 実績報告内訳書
- ② 補助対象経費が分かる領収書の写し
- ③ 事業の実施が確認できる写真等
- ④ 自主防災組織変更届（代表者等に変更がある場合）
- ⑤ その他、市長が必要と認める書類

### （6）補助金の額の確定

提出された実績報告書が適正である場合は、「補助金交付額確定通知書」を送付します。

### （7）補助金の請求

補助金交付額確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書」を提出してください。

設立支援事業については、補助金交付決定後、補助金を請求できます。

### （8）補助金の取消し及び返還

補助金交付決定後、以下に該当する場合は、補助金の全部または一部を取り消すことがあります。

ア 不正な手段により補助金を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したとき

ウ 補助金交付の条件に違反したとき

補助金の交付を取り消された場合や、既にその額を超える補助金を受領している場合は、補助金の返還を命じます。その場合「返納通知書」を送付しますので、期日までに補助金を返納してください。

### （9）変更届の提出

補助金交付申請後、代表者等が変更した場合は、自主防災組織変更届を提出してください。